

これまでの議論の整理（案）

1. 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて

（1）都道府県等での新たな移行調整の枠組み

1) 移行調整の責任主体

《検討の視点》

○ 障害児入所施設は、措置による入所も多く、契約による入所であっても保護者が養育上の困難を抱えているケース等も多い。

こうした点も踏まえれば、まず、障害児入所施設において、すべての入所児童を対象に、一定年齢に達したら18歳を迎える時点に向けた移行調整を開始した上で、スムーズな移行が難しいケースは、都道府県が移行調整の責任主体となり、退所後の給付決定主体となる市町村等の関係者と連携しながら移行調整を進める必要がある。

○ 都道府県及び市町村等の関係者の役割分担の検討を進めるに際しては、以下の点を考慮する必要がある。

＜都道府県（政令市）の特徴＞

- ・ 受入先となりうる地域資源を広域で把握することが可能。
- ・ 成人施設（障害者支援施設やグループホーム等）の指定権限や、施設整備費の配分等の権限も同時に有しており、不足する地域資源の開拓を行いやすい。
- ・ 障害児入所施設への入所措置や給付決定自体の実施主体であり、管内の児童相談所等を通じて、措置や契約で入所した入所経緯や入所中の児童の状況・保護者の状況等を把握しうる立場にある。

＜市町村の特徴＞

- ・ 受入先となりうる地域資源の把握や、不足する地域資源の開拓は、狭い圏域に限られる。また、障害児入所施設への入所措置や給付決定の実施主体ではなく、入所経緯や入所中の児童の状況・保護者の状況の把握が難しい。
- ・ 一方、成人施設（障害者支援施設やグループホーム等）への移行の際は、移行後の成人施設の給付決定を行う立場（※）となる。

※1) 居住地特例により、18歳になる前日の保護者の居住地市町村が給付決定主体と

なる。(障害児入所施設への入所が措置である場合、契約である場合のいずれも共通。)

※2) このため、現行制度下では、既に18歳以上である入所者の場合は、障害児入所施設への支給決定(=経過措置規定により障害児入所施設を障害者支援施設とみなした上での経過的サービス費の支給)は、都道府県から18歳前日の保護者の居住地市町村へ移っている。

<障害児入所施設の所在地の特徴(都道府県・市町村ともに)>

- ・ 障害児入所施設を通じて、対象者(18歳以上入所者)本人の意向・状況や、親族(保護者等)の意向・状況を把握しやすい。

<措置元・給付決定元の特徴(都道府県・市町村ともに)>

- ・ 障害児入所施設の所在と異なる都道府県・市町村である場合、対象者(18歳以上入所者)本人が遠方(障害児入所施設)であることもあり、対象者(18歳以上入所者)本人の意向・状況や、親族(保護者等)の意向・状況、受入先となりうる成人施設の周辺の地域資源の状況(日中サービスの状況等)の把握には、関係者(相談支援事業所・障害児入所施設等)の協力が必要。

- この際、既に18歳以上である入所者の場合は、上記の※2のとおり、障害児入所施設への給付決定が、都道府県から18歳前日の保護者の居住地市町村へ移っている点を考慮する必要があり、仮に、移行が18歳以上である場合の移行調整の責任主体を移行後の給付決定権者である「18歳前日の保護者の居住地市町村」とする場合、以下の課題が生じる点をよく踏まえる必要がある。

- ① 「18歳前日の保護者の居住市町村」は、当該18歳以上の入所者の入所前から保護者が同一の市町村に居住していない限り、当該入所者の入所経緯や入所中の児童の状況等に関する情報がないこと
- ② 18歳を過ぎて移行調整を継続することとなった場合に、都道府県の移行調整が進まなかった結果、事案を途中で「18歳前日の保護者の居住市町村」に移行調整責任を移管することになること
- ③ 市町村では、受入先となりうる地域資源の把握や、不足する地域資源の開拓は、狭い圏域に限られ、より調整の困難性を増す可能性があること
- ④ 保護者の転居状況により、「18歳前日の保護者の居住市町村」に既に保護者もいない場合も想定され、保護者・入所者ともに関係性の薄い中で移行調整を進めざるを得ない状況もあること
- ⑤ 移行先の選定に際しては、何よりも本人の意思決定を支援・尊重することが重要であるが、移行先となる市町村は、「18歳前日の保護者の居住市町村」とは関係性のない場合が多く想定されること

※ なお、障害児入所施設へ入所を継続したまま実態が変わっていないにもかかわらず、18

歳を境に支給決定主体が都道府県から市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）へ切り替わる現行の仕組みは、現行制度下で18歳以上入所者に経過的サービス費を支給するための対応であり、改めて円滑な移行のためにふさわしい枠組みを検討する必要がある点に留意が必要。

《検討の方向性》

○ これらの点も総合的に考慮すると、スムーズな移行調整が難しいケースについては、障害児入所施設への措置又は給付決定の実施主体である都道府県が責任主体となった上で、移行調整の協議の場を設け、関係者（相談支援事業所・障害児入所施設・退所後の給付決定主体となる市町村等）の協力の下で、移行調整を進めることが必要と考えられる。

その上で、移行先がある程度決まってきた段階で、移行後の支給決定主体となる市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）の関係者へ引継ぎを行っていくことが必要と考えられる。

このように、障害児入所施設への措置又は給付決定を行った都道府県が責任主体となることで、18歳以降に成人として管内市町村（GH等）で迎え入れることも視野に入れながら、早期から一貫した移行準備を行うことが可能となると考えられる。

【参考】児童福祉法における市町村・都道府県の責務の関係性

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

② 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

○ その際は、相談支援事業所が18歳到達の相当程度前から成人施設等への移行・定着までを、一貫して支援することが可能な制度等の検討も併せて必要と考えられる。

○ なお、保護者が居住地を転々とし行方不明の場合もあるが、その場合も、移行調整の責任主体は、障害児入所施設への入所措置や給付決定の実施主体である都道府県が担った上で、移行後の支給決定は、居住地特例の制度上、障害児入所施設の所在地の市町村が行うこととなる点（※）を明確にし徹底する必要がある。（※障害者総合支援法第19条第4項。保護者であった者の居所不明の場合は、当該障害者の18歳前日の「所在地」の市町村が支給決定主体となる。）

- また、医療型の肢体不自由児施設も通過型であることに鑑み、スムーズな移行が困難な場合には、福祉型と共通の移行調整の仕組みの対象として検討する必要がある。

2) 関係者の役割分担・連携のあり方、移行調整の枠組みのイメージ

《検討の方向性》

- 上記1)の「検討の視点」等を踏まえると、移行調整の主要な関係者としては、主に以下の者が考えられる。
 - ①本人（及び保護者）
 - ②自治体（都道府県・市町村・児童相談所）
 - i) 都道府県（主に障害児入所施設への措置・給付決定の実施主体である都道府県）
 - ii) 児童相談所（障害児入所施設への措置・契約に関与する児童相談所）
 - iii) 市町村（主に受入先となりうる成人施設の給付決定の実施主体となる市町村）
 - ③障害児入所施設
 - ④相談支援事業所
 - ⑤受入側施設等（障害者支援施設・グループホーム等）関係者
 - ⑥関係団体（障害児入所施設関係団体・受入側施設関係団体等）
 - ⑦学校関係者（通学先である特別支援学校等）
- また、移行調整の大まかな流れとしては【資料2-2】のような形が考えられる。

具体的には、移行先（GH等）が決まるまでの間は、移行先へ定着した後も支援が可能な地理的關係にある相談支援事業所（基幹相談支援センター等）を中心に、体験利用等の調整を重ね、移行調整が難航した場合は、障害児入所施設への給付決定・措置決定主体である都道府県が協議の場で資源開発を含めた検討・調整を行いつつ、移行先（GH等）の決定までを進める。
- その後は、同相談支援事業所が移行先（GH等）における具体的な支援（日中サービスの利用等）の調整を行い、支給決定は、居住地特例に基づいて、該当する市町村（多くの場合は、18歳前日の保護者の居住市町村。18歳前日の保護者が居所不明の場合は障害児入所施設の所在地の市町村）に引き継ぐ。
- なお、その際に、移行時点で、保護者・本人ともに居住しておらず、移行先（X市）でもない市町村が支給決定主体となるケースがある（＝資料2-2のp5パターン④）ことも踏まえ、移行先に関する支給決定が円滑に行われるようにするために、どのような工夫ができるか、引き続き検討する必要がある。

また、18歳到達の一定程度前（例：15歳時点）から、その時点で将来（成人施設等移行後）の支給決定主体と想定される保護者の居住市町村を含め、移行調整を重ね、移行先を確保した後に、保護者が転居してしまい、居住地特例に基づく支給決定主体となる市町村が

変わってしまう場合があり得るため、そうしたケースにおいても、移行先に関する支給決定が円滑に行われるようにするために、どのような工夫ができるか、引き続き検討する必要がある。

- また、関係者の役割分担等について、制度上できる限り明確化する必要がある。その際は、不足する資源（強度行動障害や医療的ケアを有する者の受入れ基盤等）の開拓を含め、障害福祉計画・障害児福祉計画へ適切に反映される仕組みとする必要がある。

2. 移行に関する受入先確保・施設整備のあり方について

(1) 受入先確保・施設整備のあり方

①「既に18歳以上の者（いわゆる過齢児）」の受入先の確保のために求められる取組 《検討の視点》

- 都道府県内に移行困難者が少数である場合は、既存の障害者支援施設からの地域移行を進めることにより空き定員を確保する等も考えられる。

.....この部分は議論が少なかったため、改めて第4回で御意見を申し上げます.....
- 一方、都道府県内に相当数の移行困難者がいる場合もあり、さらに、未移行者の大半に重度の知的障害があり、支援区分も相当程度高く、行動関連項目の点数も高い等、専門的な手厚い支援が必要な者が多いこと等を踏まえると、新たな施設整備（障害者支援施設・グループホーム）に際して何が必要か。何が解決すべきボトルネックとなっているか。
- 有効な整備を行う上で、児者転換・併設等についてどう考えるか。児者転換・併設時の整備について、どのような点に留意・配慮すべきか。
 - ・18歳以上（いわゆる過齢児）の移行困難者が少数（＝都道府県内の移行困難者が者の施設の最低定員未満）の場合。
 - ・18歳以上（いわゆる過齢児）の移行困難者が多数（＝転換後に児の数がごく少数（5人未満）になってしまう）場合。
- 「児」の施設側へ残る障害児、また、転換・併設した「者」の施設へ移行する障害者に対するあるべき支援・ケアを考慮した上で、児者転換・併設の際のそれぞれの人員基準・設備基準をどう考えるか。（食堂・浴室等の施設の共用を認めるかどうか。構造上、どこまで完全な分化を求めるか等。）
- 児者転換・児者併設後の「児」の入所施設の運営等について、どう考えるか。特に、児者転換・併設後に定員が少なくなった障害児施設の運営の安定性、地域から障害児入所施

設の定員が失われることとなる点について、現に障害児を多数受け容れている児童養護施設との関係も踏まえどう考えるか。

《検討の方向性》

- 地域のセーフティネットのあり方として、児者転換・児者併設後の「児」の入所定員のあり方については、都道府県の障害児福祉計画の改定等において改めて検討する必要がある、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改定時にその旨を明記する必要がある。
- 転換後に「児」の数が少数又はなくなる場合、地域に障害児入所施設の機能を維持するために、障害児入所施設に少人数でも運営可能な類型（例：定員10人以下の障害児の居住の場）の検討も必要と考えられる。
- また、強度行動障害や医療的ケアを有する場合、虐待等による情緒障害に対する手厚い支援が必要である場合、受入先となる成人施設（障害者支援施設・グループホーム）の確保が難しいという指摘があり、受け皿となり得る成人施設の設置促進の検討も必要と考えられる。
- 特に、強度行動障害者の受入れ基盤の整備については、ハード面の整備だけでなく、むしろ支援人材の育成等のソフト面の体制整備が重要である点に留意する必要があるが、障害児入所施設からの移行に限られない障害福祉全体の課題である点も踏まえ、令和6年度の障害報酬改定に向けて、別途検討を進める必要がある。

3. 移行に関する年齢と必要な制度について

（1）移行に関する準備を始める年齢と完了する年齢

- 移行に関する準備は、入所児童の状況（精神状態の安定等）にも十分な注意を払いつつ、徐々に移行後の生活イメージが持てるような情報提供を行うなど、早い段階からの準備が望ましい。
- 本人への意思決定を支援しつつ、15歳頃からは、移行先（GH等）の候補地に近い相談支援事業所（基幹相談支援センター等）を依頼し、施設職員（SW等）と連携しながら、移行先（GH等）の体験利用を進めていけるようにする必要がある。
- その際は、入所児童の将来の支援をどうしていくかを、本人や保護者と丁寧に相談し、見通しながら考えて行く必要がある。特に、移行ありきではなく、障害児入所施設におけ

る今の生活を大切にすること、またリービングケアとして、その子の成人期に向けて人生を充実させていくという視点が重要である。

○ また、虐待などで中・高生年代の入所が増えており、本人の精神状態へのケアを重ね、移行可能な状態に至るには数年かかることがある現状や、強度行動障害や情緒障害などの精神症状が18歳近くになって強く顕在化してきたようなケースの場合、それまでに調整してきた移行先の変更の必要性が生じうる点等に十分配慮する必要がある。

○ こうした観点からは、①一定年齢以上（例えば15歳以上）の入所児童で移行可能な状態に至っていない場合、②強度行動障害や情緒障害などの精神症状が18歳近くになって強く顕在化し、18歳前後での移行が適切でない場合は、一定年齢まで（例えば、入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間を設けた22歳満了時まで）、移行せずに障害児入所施設への入所が継続できるよう検討する必要がある。

○ その際、移行期限を定めないと本人の移行調整が停滞することも考慮し、従来の措置・契約の延長は20歳までであることを勘案し、完了の年齢はまず20歳を一区切りとした上で、さらに上記①・②のような事情でやむを得ない場合には、さらに22歳程度まで延長可能とすることを検討する必要がある。

(2) 移行の準備のために必要な制度について

○ 相談支援事業所が、18歳到達の相当程度前（例えば15歳）から、成人施設等への移行・定着までを、一貫して支援することが可能な制度の検討が必要である。（再掲）

具体的には、成人のサービスである地域移行支援に相当する相談支援を、障害児入所施設入所時から移行先での定着まで一貫して使えるようにし、また、現状では、地域移行支援は障害者支援施設への移行は対象外となっているが、障害児入所施設から障害者支援施設への移行も含めて活用できるような仕組みを検討する必要がある。

○ また、移行後の各種成人サービスの体験利用については、グループホーム又は障害者支援施設等の居住の場に加え、日中利用する通所系サービスや、一人暮らしの場合の訪問系サービスを含め、幅広いサービスで体験利用できる仕組みが必要である。

その際、措置児童の場合、体験利用の都度、措置停止を行うことが現場の大きいな負担となっていることや、体験利用する際、障害児入所施設の職員が、障害児本人への精神面等のケアとともに、受け入れ施設側に留意点（強度行動障害がある場合の環境調整等）の伝達ができるようにする必要があり、本人の体験利用に障害児入所施設の職員が同行できる仕組みの検討が必要である。

○ 以上のような点を考慮すると、現在の体験利用のように、個別に市町村の支給決定を得

るのではなく、障害児入所施設の支給決定主体である都道府県が、障害児入所施設への措置・契約を維持したまま、移行調整に必要となる相談支援・体験利用について、障害児入所施設における処遇の一貫として、一元的・包括的に決定できる仕組み（相談支援事業所・体験利用事業所に対しては、障害児入所施設より委託費として必要経費を支払う仕組み）の検討も必要と考えられる。

- なお、本人の意思決定が著しく困難である等により、成年後見人の選任が必要であるが、選任が難渋するケースの中には、成人期へ入った後も、やむを得ない措置とすることがふさわしい場合もあり得るものであり、この点も併せて周知が必要である。